

熊本県造林事業等しゅん工検査要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県造林事業補助金等交付要項第5条（以下、「要項」という。）及び熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項第5条（以下、「森林災害要項」という。）の規定に基づくしゅん工検査（以下、「検査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(しゅん工検査)

第2条 検査は、要項の規定に基づく補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を受け付けた後、行うものとする。

2 検査は、その内容が熊本県森林環境保全整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。

(検査員)

第3条 検査員は、知事が命じた職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。
ただし、GNSS（地球測位システム）等の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(立会人)

第4条 検査は、補助金等の交付申請者若しくは代理申請者（以下「申請者」という。）又はそれらの代理人の立会いのうえ行わなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査員は、要項に定める申請書の関係書類に基づいて、1施行地ごとに書類検査及び現地検査を行うものとする。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、申請者から現地検査依頼書（別記第1号様式）の提出があったときは、申請書受け付け前であっても現地検査を行うことができる。

(1) 申請書受け付け後の現地検査において、事業実施の確認が困難な下刈

(2) 森林作業道の開設（ただし、当該森林作業道につき計画されている造林等の施業を行うため、申請書提出前に森林作業道の使用が必要な場合）

(3) 前2号のほか、申請書受け付け後の検査及び事務を速やかに行うため、申請書受け付け前における現地検査の実施について、所管広域本部（地域振興局）長（熊本市にあっては農林水産部長）が必要と認める事業

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる施行地については、現地検査を省略することができる。

(1) 実施要領別表3の「ケ 間伐」及び「コ 更新伐」（以下「間伐等」という。）の施行地であって、実施要領別表1に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとま

り（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除く施行地。

ア 申請者の一申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

イ 申請者の一申請に係る申請単位が複数ある場合は、申請単位数（団地数）に応じ、次表に定める数の検査団地を無作為に抽出し、当該検査団地内の施行地から一申請に係る総施行地数の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

申請単位数 (団地数)	検査団地数
2～4	2
5～8	3
9～12	4
13～	5～

- (2) (1) 以外の施行地であって、1施行地の実面積が8ha未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその10分の1以上に相当する数の施行地を除く施行地。

ただし、施行延長が1,000m未満の標準断面及び標準設計を適用した森林作業道及び施行延長が2,000m未満の鳥獣害防止施設等整備の防護柵（実施要領別表3の「ソ 森林保全再生整備」の(ア)鳥獣害防止施設の整備等の防護柵を含む）のうち、着工前及び完了写真、並びにその他の証拠書類により現地の施行状況が確認できるものについては、施行市町村（事業主体が地方公共団体及び林業公社の場合は施行地域振興局）において申請者ごとに無作為に抽出された10分の1以上に相当する数の施行地を除いた施行地。

- (3) 要項第3条第2項の(12)【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、要項第3条第2項の(3)から(5)、(9)、(10)までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

- 4 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には現地検査箇所に○と記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線等で記入する。ただし、GNSSデータ等が記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線等と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

- 5 無作為に抽出する現地検査箇所の選択は、施行広域本部（地域振興局）総務課（総務振興課）経理出納担当班等（熊本市にあつては農林水産部農林水産政策課経理班等。）が行う。

- 6 実施要領第13条第12項の(5)のイに基づく、災害等により被害を受けた施行地については、植栽等の事業内容が検査の際に施行地全体の状況や施行面積、施行位置が確認できるものに限り完了したものすることができる。

施行位置の確認は、写真の座標地などで確認すること。

施行状況の確認は、ドローン等で撮影した写真（全景が分かる写真）と施業図を比

べ、疑義が無いものに限る。

- 7 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前6項の規定を適用しないものとする。

(検査調書等)

第6条 検査員は、検査を行った場合においては、検査調書（別記第2号様式）を作成するものとし、現地検査を行った施行地については、検査野帳（別記第3号様式）を作成するものとする。

- 2 検査調書は、1施行地ごとに確認事項及び検査の合否について記載するものとし、現地検査を行った施行地については、その旨を検査調書の現地検査欄に記入（○印）するとともに、申請書中の整理番号欄の番号を赤丸で囲むものとする。
- 3 森林作業道については、申請者から提出された出来高設計書をもとに現地検査を行うものとし、出来高と検査結果が相違するときは、出来高設計書に検査結果を朱書きするものとする。
- 4 検査調書及びこれらに類する書類等は、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

(検査結果の通知)

第7条 検査員は、検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合せず不合格又は一部不合格と認められた施行地については、しゅん工と認めず、申請者にその旨を指摘するとともに、別記第4号様式により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知した施行地のうち、当該申請に係る検査期間内に手直しを行った施行地については、再検査を行うことができる。

(検査復命等)

第8条 検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書（別記第5号様式）に申請書、第6条に規定する書類及び検査状況写真を添えて知事に復命しなければならない。

なお、第5条第2項の規定により現地検査を行った場合は、検査復命書に第6条に規定する書類（検査調書を除く）及び検査状況写真を添えて復命するものとする。

- 2 広域本部（地域振興局）長は、検査復命が終了したときは、申請書に關係書類を添えて速やかに農林水産部長に進達するものとする。
- 3 前項に規定する關係書類は、造林事業補助金査定集計表、検査調書、検査復命書（検査調書及び検査復命書については、原本、若しくは当該広域本部（地域振興局）の林務課長又は林務（保全）班長が原本証明した写し）及び検査員任命伺いの写しとする。

(事業量等の単位)

第9条 第6条及び前条の規定に基づいて作成する検査關係書類に係る事業量等の単位は、次により記載するものとする。

- (1) 面積については、haを単位とし、小数点以下第3位を切捨て2位止めとする。
- (2) 実施率（被害率）については、%を単位とし、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めとする。
- (3) 森林作業道及び鳥獣害防護施設等の延長については、mを単位とし、小数点以下を切捨て整数止めとする。

(4) 樹高については、mを単位とし、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

第2章 書類検査

(書類検査の方法)

第10条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が要項及び実施要領等に定める採択要件に合致しているかを別記1により確認するものとする。

(森林所有者及び造林地の地番)

第11条 造林地の森林所有者及び地番等を確認する。

(面積、延長の照査及び査定)

第12条 面積及び延長の検査は、申請書類と照査して行い、査定は、検査面積及び検査延長に従って行う。

(使用資材)

第13条 苗木については苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

(保育間伐の確認)

第14条 保育間伐のうち、12 齢級を超える林分で伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う場合（気象害等を受け不良木となったものの淘汰を行った林分を除く。）は、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第15条 間伐等における伐採木の搬出材積については、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等、はい積写真（全量がわかるもの）及び検知野帳等の証拠書類により確認する。

2 「チップ、合板及び木質バイオマス等の用途として山元から直接納入される材」の丸太換算率は、針葉樹の場合 1 t 当たり 1.31m³ とする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第16条 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫又は県単独補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一箇所の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業等を含めて複数回の申請がなされていないことを確認する。

(森林保全再生整備の確認)

第17条 事業実施主体が着手前に提出した森林保全再生整備計画に基づき適切に実施していることを確認する。

2 実行経費については、算出根拠となる書類等により、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け25林整整第1352号整備課長通

知)の規定により算出していることを確認する。

(現場監督費及び社会保険等の確認)

第 18 条 実施要領第 11 条の (5) のイの【間接費を加算】した施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況について、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(申請書等の確認)

第 19 条 申請書類等につき、第 10 条から前条までの事項のほか次の事項を以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
 - ア 実施要領別表 8 の 1 の(1)のウに係る次の書類等
 - (ア) 認定された森林経営計画等
 - (イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
 - (ウ) 間伐等(森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで実施要領別表 1 に定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。)については、集約化実施計画の記載内容又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し
 - (エ) 要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る知事による裁定通知書の写し
 - イ 実施要領別表 1 の 2 の(1)、(2)及び(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
 - エ その他、事業主体の要件等を満たすことを示す団体の規約等の写し
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
 - ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)
 - イ 森林所有者等による整備が進み難い森林について、分収林方式による森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
 - ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 実施要領第 9 条第 6 項により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
 - イ 事業主体と作業を実施した者との委任又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年9月1日以降のものに限る。）。

第3章 現 地 検 査

(施行地の位置確認)

第20条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、県が保有する森林計画図等の図面若しくはGNSS等で照合し確認するものとする。1名体制により検査した場合、GNSS等端末で確認した位置の画面を印刷し、検査書類として添付する。

(施行地の区域確認)

- 第21条** 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。
- 2 造林地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵えが完了している区域とする。
 - 3 実施要領別表3のア～サに規定された事業内容（以下「森林整備」という。）のうち、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取り扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(施業図等の確認)

- 第22条** 検査員は必要に応じ、現地検査において別記2により施業図等の確認を行うものとする。
- 2 現地検査において、施業図等に疑義が認められる申請については下記の方法により現地の確認を行うものとする。
 - (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離100分の5とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
 - 3 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
 - 4 前項による施業図の確認の結果、申請された面積及び延長が不足すると判断された場合、査定は検査面積及び検査延長により行う。
 - 5 第5条第3項第1号に規定する申請単位における各施行地の施業図の確認の結果、前項に該当した場合、検査員は申請単位ごとの施行地数の10分の1に相当する施行地を無作為に抽出した施行地（第1項で確認した施行地を除く）について、第1項に

準じて施業図等の確認をするものとする。

(植栽本数等の検査)

第 23 条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、施行地の面積 8 ha 当たり 1 カ所以上で行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において、植栽木 11 本の間の距離及びその列に直角の方向に植栽された 11 本の植栽木間の距離をそれぞれ実測し、列間距離の平均値を求め、早見表等により植栽本数等を算出する方法又はこれに類する方法。
- (2) 施行地内の標準とみなされる任意の場所に、面積 100m² を基準とした区域を設定し、その区域内の全植栽本数等を計測する方法。

(枯損率)

第 24 条 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数を植栽本数で除した値により算出する。

(本数の査定)

第 25 条 枯損率 20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。なお、枯損率が 20%以上である場合はしゅん工とは認めないものとする。

(樹種区分)

第 26 条 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上の苗木が植栽されている場合には、計測又は面積を按分して区分する。

(地拵えの状況)

第 27 条 地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障なく成林可能な程度に実施されているか否かを、踏査確認する。

(樹下植栽等の検査)

第 28 条 樹下植栽等の施業のうち、不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

(補植の検査)

第 29 条 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(林齢の確認)

第 30 条 林齢の確認については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により行う。

(下刈りの検査)

第 31 条 下刈りの検査は、雑草木の刈払が植栽木の生育を促進するための適切な作業

配慮をもってなされていることを確認するものとする。

(倒木起こしの本数及び面積)

第 32 条 倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、倒木起こし本数率(倒木起こし本数/現存成立本数)を把握する。補助対象面積は、倒木起こし本数率に被害区域面積を乗じた値により算出する。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

(除・間伐等の検査)

第 33 条 除伐、保育間伐、間伐、一貫作業等の不用木除去及び不良木淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積 8 ha 当たり 1 カ所以上検査する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払い、玉切り、片付けの実施率については、前項の検査区域内(不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数調査法により設定する区域内)において確認する。

(伐採木の搬出状況の確認)

第 34 条 間伐及び一貫作業等における伐採木の搬出状況については標準地調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から、補助申請上の搬出状況と照合し確認するものとする。

(森林作業道の検査)

第 35 条 森林作業道の検査については、熊本県森林作業道作設指針に規定する各項目と照査し、実測により検査するものとする。

(森林保全再生整備の検査)

第 36 条 森林保全再生整備の検査については、施業図をもとに実施箇所の確認及び実測により検査するものとする。

(附帯施設等整備の検査)

第 37 条 附帯施設等整備の検査については、熊本県森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成 23 年 9 月 16 日付け森整第 515 号)で定める附帯施設等整備の標準的な仕様以上の効果が発揮できることを確認するものとする。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施している施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(検査写真)

第 38 条 検査における検査員(検査補助員を含む。)及び立会人並びに検査状況(測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況及び実測等)の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として G N S S 等のデータが記録されたものとする。

(G I S 等の活用)

第 39 条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積(検査によ

り確定した面積。以下「査定面積」という）等をG I S等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（G I S等で管理し活用できる情報について以下「G I S等登録情報」という）。

- 2 G I S等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にG I S等登録情報を利用する。

附 則

この要領は、平成23年11月17日から施行し、平成23年度当初予算による事業から適用するものとし、従前の「熊本県造林事業等しゅん工検査要領」は平成22年度繰越予算による事業をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成24年7月31日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月26日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月13日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月19日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月29日から施行し、申請日が平成29年7月1日以降となる平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、申請日が平成30年9月1日以降となる平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月23日から施行し、申請日が令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行し、申請日が10月10日以降の令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１８日から施行し、申請日が１０月１８日以降の令和６年度事業から適用する。

別記 1

書類検査の検査基準

検査項目	検査の内容	確 認 方 法		検査基準	摘 要
計画区分	・ 査定係数を決定する重要な因子であることから、申請書の記載内容を確認	区 分	確 認 方 法	・ 申請書の記載内容に相違なく、かつ採択基準を満たしていること ・ 査定係数を適用する森林作業道については、当該路線に係る整備対象森林に査定係数の異なる補助区分がある場合、補助区分ごとの計画面積により延長及び事業費を按分し、査定すること	
		・ 森林経営計画	・ 認定を受けた森林経営計画により確認		
		・ 特定間伐等促進計画	・ 市町村が作成した特定間伐等促進計画により確認		
		・ 経営管理実施権配分計画	・ 市町村が作成した経営管理実施権配分計画（以下、「実施配分計画」という。）により確認		
		・ 環境林協定	・ 事業主体が森林所有者等と締結した協定により確認		
		・ 特定機能回復協定	・ 事業主体が森林所有者等と締結した協定により確認		
		・ 保全松林健全化	・ 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林か確認		
		・ 特定スギ人工林	・ スギ人工林伐採重点区域に指定された森林であることを確認		
		・ その他	・ 上記の区分以外であることを確認		

検査項目	検査の内容	確 認 方 法		検査基準	摘 要
作業種類	実施要領及び実施要領の運用に定める事業内容であることを確認	区 分	確 認 方 法	申請書の記載内容に相違なく、かつ採択基準を満たしていること	
		地拵え (片付け・草地、灌木地、ササ地、機械など)	- 前生樹等の伐採及び刈払い並びに伐採木・刈払物の整理の状況が、その後の保育作業の実施に支障がなく、植栽木が成林可能な程度に実施されているかを写真等により確認 - 人工造林及び樹下植栽と同時に申請されているかを申請書等により確認 - 片付け、草地、灌木地、ササ地、機械地拵えの実施状況を写真により確認 ※片付けは、草刈り機等使わず、枝条等の片付けを人力により実施したもの ※機械地拵えは、グラップルを使用し、地拵えを実施したもの		
		- 人工造林 - 樹下植栽	- 苗木運搬（人肩運搬又はフォワーダ運搬）の実施状況を写真により確認 - 苗木については、要領等に定める植栽樹種及び本数であるかを苗木受払簿等により確認するとともに、樹種の品種が苗木生産事業者表示票又は苗木配布台帳で確認できるものは、品種名称の確認 - 農地跡地、または非農地化した土地の造林については、当該施行地の所在する市町村の農業委員会において農地転用の許可を受けたものであるか等を当該許可証等により確認するとともに、「水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地における森林経営計画等の作成に関する同意書」を確認		

		・ 特殊地拵え	・ 要領等に定める被害樹種、本数及び材積であることを写真等により確認 ・ 1 ha 当たりの被害材積については、森林簿等により確認 ・ 被害材積が森林簿等と異なる場合には、現地の被害材積が説明できる資料等（調査資料）により確認		
		・ 下刈り	・ 適期に実施されているかを契約書等により確認 ・ 7～10 年生（低コスト造林に資する植栽については、6～10 年生）の下刈りについては、申請書に添付された実施前・後の状況写真により下刈りの必要性について確認 ・ 2 回刈りについては、事前に提出された協議書により確認 ・ 令和 4 年度以降に植栽された箇所の下刈りについて、4 回目の下刈り実施までに下刈りの必要性が分かる資料が提出されているか確認		
		・ 枝打ち	・ 要領等に定める樹種、林齢、内容及び本数であることを写真等により確認。		
		・ 除伐	・ 要領等に定める樹種、林齢、内容及び本数であることを写真等により確認 ・ 過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないか確認		

		・侵入竹	・除伐、保育間伐、間伐、更新伐と同時に申請されているかを申請書等により確認 ・要領等に定める内容及び本数であることを写真等により確認		
		・再生竹	・侵入竹除去を実施した年度に続く2箇年までであることを申請書等により確認		
		・保育間伐	・要領等に定める樹種、林齢、内容及び本数であることを平均胸高直径調査表及び写真等により確認 ・過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないか確認		
		・間伐	・要領等に定める樹種、林齢、内容及び伐採率であることを写真及び申請書等により確認 ・過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認 ・森林経営計画、特定間伐等促進計画若しくは実施配分計画に記載された森林であることを確認 ・特定間伐等促進計画の場合は、集約化実施計画に記載された森林であることを確認 ・事前計画に記載された森林であることを確認 ・森林共同施業団地森林である場合は、団地の設定に係る協定書の写しを確認		
		・更新伐	・要領等に定める樹種、林齢、内容及び伐採率で		

			あるかを写真及び申請書等により確認・過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないことを確認 ・森林経営計画、特定間伐等促進計画若しくは実施配分計画に記載された森林であることを確認 ・特定間伐等促進計画の場合は、集約化実施計画に記載された森林であることを確認 ・事前計画に記載された森林であることを確認 ・森林共同施業団地森林である場合は、団地の設定に係る協定書の写しを確認		
		・伐採（一貫作業）	・要領等に定める樹種、林齢及び内容であることを写真及び申請書等により確認 ・過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認		
		・防護柵	・その他の施業と同時に申請されているかを申請書等により確認 ・要領等に定める内容であることを写真及び申請書等により確認 ・資材については、要領等に定める標準的な仕様、商品名及び数量であることを購買伝票等により確認		
		・剥皮防止材 ・ツリーシェルター	・その他の施業と同時に申請されているかを申請書等により確認 ・要領等に定める内容及び本数であることを写真及び申請書等により確認 ・資材については、要領等に定める標準的な仕様、		

			商品名及び数量であるかを購買伝票等により確認		
		・ 荒廃竹林整備	・ その他の施業と同時に申請されているかを申請書等により確認 ・ なお、その他の施業の面積が荒廃竹林整備の面積以上であることを申請書等により確認 ・ 要領等に定める内容及び本数であるかを写真等により確認		
		・ 森林作業道	・ 熊本県森林作業道作設指針に基づき実施されているかを確認 ・ 事前計画に記載された森林作業道であり、採択条件を満たしていることを確認 ・ 一体的に実施することとされている他の施業を森林経営計画等により確認		
		・ 森林保全再生整備	・ 着手前に提出された森林保全再生整備計画書に基づき実施されており、要領等に定める内容であるかを写真及び申請書等により確認 ・ 事業実施箇所が森林被害報告等により被害が明らかである箇所を含む林班等であるか確認 ・ 指導者により受けた助言内容及び市町村の鳥獣被害対策連絡協議会との調整内容を、記録書及び写真等で確認 ・ 事前完了後の確認ポイント及び自己点検チェックリストを確認 ・ 資材費については、資材名、資材購入先及び使用量について、納品書、領収書、施業図等により確認 ・ 労務費については業務日誌、賃金台帳及び写真		

			等により確認 ・捕獲頭数は、本事業の対象として明確に区分してあるものについて、集計表、写真及び位置図により確認。		
		芽かき（クヌギ）	・不用萌芽除去等の内容及び成立本数を写真及び申請書等により確認		
		補植	・補植については、補植前の枯損率を写真等により確認 ・補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認 ・苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認		

検査項目	検査の内容	確 認 方 法		検査基準	摘 要
事業主体	・実施要領及び実施要領の運用に定める事業主体であることを確認	区 分	確 認 方 法 等	・申請書の記載内容に相違なく、かつ実施要領及び実施要領の運用に定める事業主体であること	
		・市町村直営 ・市町村請負 ・財産区直営 ・財産区請負 ・民間事業者直営 ・民間事業者請負	・次により一連の流れを確認 ・直営施行の場合、作業班に係る雇用契約書、労働者名簿、出役簿、賃金台帳及び関係する伝票等の整合性が確保されていることを確認 ・請負施行の場合、請負契約書、仕様書及び完了検査復命書の内容を確認 ・森林所有者等による整備が進み難い森林について、分収林方式による森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し		
		・森林組合所有 ・森林組合受託 ・森林組合請負	・受委託契約書及び契約内容を確認 ・次により当該受託事業の一連の流れを確認 ・直営施行の場合、委託申込書、見積書、精算書、作業班に係る雇用契約書、労働者名簿、出役簿、賃金台帳及び関係する伝票等の整合性が確保されていることを確認 ・請負施行の場合、請負契約書、仕様書、及び完了検査復命書の内容を確認		
		・生産森林組合	・規約及び構成員名簿を確認		
		・林業公社	・分収林契約等の写し		
		・森林所有者等（長期 受託契約者含む）	・委任状及び委任事項を確認 ・森林所有者以外の者が、長期受託契約に基づ		

			き事業主体となる場合は、受委託契約書及び 契約内容を確認 ・ 森林所有者以外の者が、長期受託契約に基 づき事業主体となる場合は、森林組合受 ・ 請負に同じ		
		・ 森林所有者の団体	・ 規約及び構成員名簿を確認		
		・ 特定非営利法人（施業実施協 定）	・ 規約及び構成員名簿を確認 ・ 施業実施協定の写しを確認		

検査項目	検査の内容	確 認 方 法	検査基準	摘 要
申請書	・実施要領及び実施要領の運用に定める事業主体としての要件を満たしているか確認	・実施要領別表 8 の 1 の(1)のアに係る申請の場合は次の書類等を確認 (1) 森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施配分計画の記載内容 (2) 間伐及び更新伐については特定間伐等促進計画の場合は集約化実施計画の記載内容又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し ・実施要領別表 1 の 2 の(1)、(2)のア～シ及び(4)の事業の申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写しを確認 ・事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定の写しを確認 ・その他事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写しを確認	・申請書の記載内容に相違ないこと ・特定間伐等促進計画の林小班について、県の森林簿に記載された林小班であるか確認 ※農地転用等箇所を除く	・特定間伐等促進計画は市町村森林整備計画に基づくため、森林法第5条の森林が対象
申請者	・交付要項及び実施要領に定める必要書類の確認	・事業主体が森林所有者でない場合、分収林契約に基づく造林者である場合又は育林者として事業を実施する者である場合は次の書類等を確認 (1) 森林所有者との受託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し (2) 森林所有者等による整備が進み難い森林について、分収林方式による森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し (3) その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等 ・実施要領第9条第6項により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在することを確認。 (1) 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し (2) 事業主体と作業を実施した者との委任又は請負契約書の写し	・提出書類等の記載内容に相違ないこと	

林班 小班 地番 森林所有者	・造林地の林班、小班、地番、森林所有者を確認	・土地台帳及び森林簿等により確認 ・申請箇所の全ての小班が申請書の小班記載欄に記入されている確認及び備考欄に小班が記載されていないことを確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
事業実施者	・事業主体を確認	・上記、申請書確認方法と同じ	・申請書の記載内容に相違ないこと	
樹種	・植栽及び保育等の対象樹種を確認	・植栽木については、完了写真又は苗木受払簿等により確認 ・別に定める造林事業標準単価表に記載された樹種以外は、原則として補助対象としない ・保育等森林整備の対象樹木については、森林簿、植栽当時の申請書、写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
主林木林齢	・実施要領及び実施要領運用に定める補助対象年齢（林齢）に適合することを確認	・保育等森林整備の対象樹木については、森林簿、植栽当時の申請書、森林簿及び写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
区域面積 実施率 実面積	・実施要領及び実施要領の運用に定める補助対象面積に適合することを確認	・申請面積及び申請図面と照査し面積を確認 ・各事業の実施要領に定める申請規模及び実施率以上であることを確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
延長	・森林作業道及び防護柵等の事業費を決定する重要な因子であ	・延長については、申請図面及び設計書と照査し延長を確認 ・防護柵については、購買伝票等により商品名及び数量を併せて確認 ・人工造林や樹下植栽等及び保育等の施業と一体的に実施（申請）さ	・申請書の記載内容に相違ないこと	

	ることから、申請事業量を十分に確認	れていることを確認		
施行本数	・実施要領及び実施要領の運用に定める施行本数に適合することを確認	・植栽木については、完了写真又は苗木受払簿等により確認 ・保育等森林整備の対象樹木については、森林簿、植栽当時の申請書、写真等により確認 ・その他資材については、購買伝票等により商品名及び数量を併せて確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
特殊地拵材積	・実施要領及び実施要領の運用に定める特殊地拵材積に適合することを確認	・特殊地拵材積については、森林簿、写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
伐採率	・実施要領及び実施要領の運用に定める伐採率に適合することを確認	・伐採率については、仕様書、写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
実行経費	・森林作業道及び実行経費により補助金額を算出する森林整備、施設整備、森林保全再生整備にあっては、記載された事業費を確認	・実行経費を採用する（標準単価方式ではない）ものについては、委託・請負契約書等により事業費を確認 ・森林保全再生整備については、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け26林整整第1352号）の規定により算出されているか確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	

間伐等方法	・間伐及び更新伐における間伐の方法（定性、列状の別）の確認	・間伐等方法については、仕様書、間伐搬出状況写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	・7 齢級以下の森林のみからなる施行地については、初回の間伐を行う場合の標準経費は、間伐の実施方法に関わらず、列状間伐の標準単価が選定されているか確認
搬出方法	・間伐、更新伐及び一貫作業における伐倒木の搬出方法（車両系及び架線系の別）の確認	・搬出方法については、仕様書、状況写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
造材方法	・間伐、更新伐及び一貫作業における造材方法（チェーンソー、プロセッサの別）の確認	・造材方法については、仕様書、状況写真等により確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	
適用材積	・間伐及び更新伐における搬出材積要件（10m³/ha以上）の確認	・間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等、はい積写真（全量がわかるもの）及び検知野帳等の証拠書類により確認 ・「チップ、合板及び木質バイオマス等の用途として山元から直接納入される材」の丸太換算率が、針葉樹の場合 1 t 当たり 1.31m³で換算されているかを確認	・申請書の記載内容に相違ないこと	・T P P 対策等の予算により申請された場合は、出荷先が対象の箇所となっているか確認

現場監督費	・事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者の管理等のために必要な費用であったかの確認	・証拠書類等（当該作業の一部が労働者（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人に対し、実質的に当該作業の一部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置いたという明確な根拠資料）により確認 ※明確な根拠資料がない場合、計上不可 ※森林所有者等が自ら施行した場合、計上不可	・申請書の記載内容に相違ないこと	
社会保険料等	・作業に従事した社会保険等に係る加入状況の確認	・施行地における社会保険等に係る労災保険等の加入状況について、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認 ※森林所有者等によるいわゆる個人施行の場合、計上不可	・申請書の記載内容に相違ないこと	
添付書類	・交付要項に定める書類が添付されているか確認	・交付要項第3条に規定する書類が添付されており、申請書の内容と整合性がとれていることを確認	・必要書類が添付されており、申請書の内容と整合性がとれていること	

別記 2

現地検査の検査基準

1 造林・間伐事業

検査項目		検査の内容及び方法	検査基準	摘 要
樹種		・申請書に記載された樹種であるか、現地において確認 ・植栽木にあつては、苗木生産者表示票又は苗木配布台帳についても確認 ・同一整理番号の施行地に苗木標準単価の異なる複数の樹種が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分し、整理番号に枝番をとって区分	・申請書に記載された樹種と現地の樹種が合致すること	
人工造林 樹下植栽 改良 地拵え 特殊地拵 芽かき(クヌギ)	・作業種類の判定	・施行地の地種区分（人工林伐採跡地、水田跡地、複層林等）を確認し、作業種類（人工造林、気象災、樹下植栽等の別）を判定	・申請書に記載された作業種類に相違ないこと	
	・林齢の判定	・森林簿、更新時期が判る資料及び伐根等により確認	・下刈りに同じ	
	・施行本数の判定	・本数検査法及び苗木配布台帳により、当該施行地における施行本数を確認	・申請書に記載された施行本数に相違なく、かつ、実施要領等に定める基準を満たしていること	
	・枯損率 20%の判定	・本数検査法による検査対象本数のうち、枯損苗の本数を確認し、枯損苗本数を植栽本数で除して枯損率を算出	・枯損率が 20%未満であること ・枯損率が 20%未満の場合は、施行本数をもって査定本数とすること	

	・地拵えの判定	・前生樹等の伐採及び刈払い並びに伐採木・刈払物の整理の状況が、その後の保育作業の実施に支障がなく、植栽木が成林可能な程度に実施されているか確認	・保育作業の実施及び植栽木の成長に支障がないと認められること	
	・被害跡地造林の判定	・本数被害率(被害本数／被害直前の成立本数)が30%以上であることを満たしているほか、本数検査法又は被害状況写真等により確認	・本数被害率が30%以上であること	
	・特殊地拵え材積の判定	・伐木集積の状況の適否については、地拵え(伐採木・刈払物の整理)の判定に準じて確認 ・なお、急傾斜地等の場合、集積された伐採木等が斜面下方に崩落又は流出する恐れがないか確認 ・被害材積については、災害発生年度内であって、かつ、被害区域内に残存木があり、当該残存木の測定により当該森林の1ha当たり被害材積が算出可能な場合は、本数検査法により確認 ・上記以外の場合にあっては、書類検査基準の項目「特殊地拵え」において確認した1ha当たり蓄積とする	・保育作業の実施及び植栽木の成長に支障がなく、かつ、1ha当たり被害材積が特殊地拵えの施行本数及び特殊地拵え材積区分における被害材積の範囲内であること	
下刈り	・林齢の判定	・森林簿又は植栽時の申請書、検査野帳等により確認 ・補植等により当該林分に標準単価の異なる複数の林齢が存在する場合には、実測又は本数比により面積を按分し、整理番号に枝番をとって区分	・補助対象林齢内であること	

	作業種類の判定	- 適期に実施されたものかを確認 - 下刈りの回数を確認 - 作業内容の適否は、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているか、株高、再生草木の状況及び着工前・完了写真により判定	植栽木の生育が阻害されないよう雑草木の刈払いが確実に行われていること	
除伐 荒廃竹林整備	林齢の判定（再生竹除去除く）	森林簿等及び伐根の年輪により確認	下刈りに同じ	
	作業種類の判定	不用木（主林木以外の樹種）の整理状況を確認	その後の施業に支障がないよう伐採されていること	
	伐採の判定	不用木（主林木以外の樹種）の整理状況を確認	- 実施要領及び実施要領の運用で定めるとおり伐採されていること - 副林木 全て - 侵入竹 全て - 再生竹 全て - 荒廃竹林整備 全て	
保育間伐	林齢の判定	森林簿等及び伐根の年輪により確認	下刈りに同じ	
	作業種類の判定	不良木及び不用木（主林木以外の樹種）の整理状況を確認	- その後の施業に支障がないよう伐採されていること - 林内集積まで行う場合は、不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払い、玉切り、片付けが約5割以上実施されていること。	

	・伐採率の判定	・本数検査法により、伐採率（伐採本数／実施前の立木本数）を確認 ・列状間伐による伐採率については、一定間隔法（一定距離ごとに伐採する間隔を決定する方法）または残存法（植栽列ごとに伐採する間隔（列）を決定する方法）により本数伐採率を確認	・実施要領及び実施要領の運用で定める伐採率のとおり伐採されていること - 主林木 20%以上 - 副林木 全て	
	・平均胸高直径 18cm 未満の判定	・平均胸高直径調査表に基づき、当該伐採木の調査野帳により確認	・調査プロット跡地と調査野帳と整合性がとれていること。	
倒木起こし	・林齢の判定	・森林簿又は植栽時の申請書・検査野帳等により確認	・下刈に同じ	
	・作業種類の判定	・災害名を確認（被害状況写真及び被害状況が説明できる資料でも可） ・本数検査法により対象木の平均樹高及び活着状況を確認	・平均樹高が樹高区分に合致し、かつ、適切な引き起こし及び固定が行われ、対象木が健全に成長すると認められること	
	・本数被害率の判定	・被害跡地造林に同じ	・本数被害率が 30%以上であること。	
間伐 更新伐	・林齢の判定	・森林簿及び伐根の年輪により確認	・下刈に同じ	
	・作業種類の判定	・間伐等方法については、現地の間伐等の状況により「定性」「列状等」を確認 ・搬出方法については、現地の間伐等の状況により「車	・補助申請上の間伐方法、搬出方法、適用材積と合致すること ・切り捨て間伐の場合、林内集積まで行う	

		両系」「架線系」を確認 ・適用材積については、標準値調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と確認 ・切り捨て間伐の場合は、間伐材の整理状況を確認	場合は、不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払い、玉切り、片付けが約5割以上実施されていること。	
	・伐採率の判定	・本数検査法により、本数間伐率（伐採本数／実施前の立木本数）を確認 ・列状間伐による伐採率については、一定間隔法（一定距離ごとに伐採する間隔を決定する方法）または残存法（植栽列ごとに伐採する間隔（列）を決定する方法）により本数伐採率を確認	・実施要領及び実施要領の運用で定める伐採率のとおり伐採されていること ・間伐については、 白川・菊池川、緑川、天草 概ね25%以上 球磨川 概ね30%以上 ・更新伐については、実施要領の運用の別表で定める伐採率のとおり	
枝打ち	・林齢の判定	・森林簿により確認 ・なお、同一施行地内において実施された除伐等の伐根の年輪についても確認	・下刈りに同じ	
	・作業種類の判定	・本数検査法により対象木の枝下高及び枝打ち幅を確認	・対象木の枝下高が単価区分に定める範囲であること ・枝打ち幅が1.0m以上であること	
	・施行本数の判定	・本数検査法により対象木の本数を確認	・申請書に記載された枝打ち本数に相違ないこと	
伐採 (一貫作業)	・林齢の判定	・森林簿及び伐根の年輪により確認	・下刈に同じ	
	・作業種類の判定	・搬出方法については、現地の状況により「車両系」「架	・補助申請上の搬出方法と合致すること	

		線系」を確認 ・ 不用木及び不良木等の整理状況を確認	・ 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払い、玉切り、片付けが約５割以上実施されていること。	
	・ 前生樹等の伐採の判定	・ 本数検査法により、伐採本数を確認 ・ 前生樹の伐採状況を確認	・ 申請書上の伐採本数と合致すること。 ・ 花粉発生源となる前生樹（スギ）が全て伐採されていること。	
防護柵	[略]	・ 資材名、資材購入先及び使用量について、納品書、領収書、成績証明書、施業図等により確認 ・ 施行地毎に無作為に抽出する延長 40m の区間を設定し、柵の高さ、支柱本数、強度等を確認	・ 申請書に記載された施行延長及び実施要領及び実施要領の運用に定めた仕様書に相違なく、かつ、対象とする害獣の侵入防止に効果があると認められること	
剥皮防止材 ツリーシェ ルター	[略]	・ 資材名、資材購入先及び使用量について、納品書、領収書、施業図等により確認 ・ 本数検査法等により、当該施行地における施行本数、設置状況や強度等を確認	・ 申請書に記載された施行本数に相違なく、かつ、対象とする被害の防止に効果があると認められること	
森林保全再 生整備	[略]	・ 鳥獣害防止施設（防護柵）については、施行地毎に無作為に抽出する延長 40m の区間を設定し、柵の高さ、支柱本数、強度等を確認 ・ 鳥獣害防止施設（その他）については、本数検査法等により、当該施行地における施行本数、設置状況や強度等を確認 ・ 鳥獣の誘引捕獲については、わなの設置・誘引箇所について確認	・ 鳥獣害防止施設（防護柵）については申請書に記載された施行延長、実行経費算出に係る仕様書に相違なく、かつ、対象とする害獣の侵入防止に効果があると認められること ・ 鳥獣害防止施設（その他）及び鳥獣の誘引捕獲については、対象とする被害の防止に効果があると認められること。	

2 森林作業道

検査項目		検査の内容及び方法	検査基準（規格値）	摘 要
土質		・設計に係る土質区分については、土質区分表に従った区分がなされているか確認	・申請書に記載された土質であること	
延長	測点間距離	・図面と照合のうえ実測し確認 ・延長の検査は、図面と照合のうえ実測するものとし、施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満のものは1箇所以上を確認 ・測点を設定していないものについては、G N S S等測定器により全延長を確認 ・G N S S等による測量成果により測点を設定していないものについては、起点と終点の座標値を測量成果と照合し、確認	・申請書に記載された延長以上であること ・G N S S等による測量成果の確認時の許容される精度は3 m以内とする。	
横断	幅員	・図面と照合のうえ実測し確認 ・施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満のものは1箇所以上を確認	・申請書に記載された幅員以上であること	
	法長（標準断面を使用しない森林作業道の場合）		・申請書に記載された法長以上であること	
	法勾配		・申請書に記載された法勾配以上であること ・なお、切取法勾配は、土砂6分、岩石3分、切土高1.2m程度以内は直切（土質も確認）、盛土法勾配は1割2分より緩い勾配であることを確認	

	地山勾配		・申請書に記載された地山勾配（平均）であること	
縦断	縦断勾配（標準断面を使用しない森林作業道の場合）	・図面と照合のうえ実測し確認 ・施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満のものは1箇所以上を確認	・目的とする車両の通行に支障がないと認められること ※原則18%以下 ※やむを得ない場合には、短区間に限り25%以下 ※原則、急勾配区間（19%以上25%以下）と曲線部の組み合わせは避ける。	
排水施設、法面等保護施設、待避所等		・施工の必要性について、地形、地質、周囲及び道路の状況を確認のうえ判断する。また、実測により施工の適否を確認	・排水施設（横断溝、暗渠工、洗越工）については、当該路線の集水地点に設置されていること - また、路面の傾斜、側溝の設置等により、路体における適切な集排水がなされるものであること ・保護施設については、路体の維持及び土砂崩落防止上の必要性が認められること ・待避所等については、設置の必要性が認められること	
法面整理 路盤工（敷砂利）		・全てについて延長、面積、寸法、数量等を確認 ・法面整理、緑化工については、それぞれの総施工	・延長、面積、寸法、数量等が設計値以上であること	

石積工 簡易土留工 緑化工 排水工 かご工 標柱・制札 待避所・車廻し	面積の10%以上を確認することとしてもさしつかえない ・路盤工については、その施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満のものは1箇所以上を確認することとしてもさしつかえない ・石積工、簡易土留工、排水工及びかご工については、それぞれの総施工延長40mにつき1箇所以上、40m未満のものは1箇所以上を確認することとしてもさしつかえない ・排水工については、その施工延長100mにつき1箇所以上、100m未満のものは1箇所以上を確認することとしてもさしつかえない	・敷砂利が施工されている場合、敷幅は車道幅員の範囲内を標準とし、敷厚は20cmまでとすること ・これを超えるものは下置として計上し、出来高の検測が不可能な場合は、仮設費として計上 ・査定すること	
恒久的工作物	・熊本県森林土木工事検査基準による。	・左に同じ。 ・事前に協議（承認）されていないものは、補助対象としない。	

別記第1号様式（第5条第2項関係）

〇〇 年度 月〇〇事業現地検査依頼書

〇〇 年 第 月 号 日

熊本県知事

様

申請者住所

氏名

印

〇〇 年度 月〇〇事業については、〇〇 年 月 日に完了（一部、全部）しましたので、熊本県造林事業等しゅん工検査要領第5条第2項の規定により、下記の書類を添えて現地検査を依頼します。

なお、補助金等交付申請書については、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県〇〇事業補助金（等）交付要項第 条の規定により、関係書類を添えて〇〇 年 月 日に提出する予定です。申請書受け付け後、書類検査をお願いします。

記

- 1 申請事業総括表
- 2 補助金等交付申請書（帳票）
- 3 施業図等の現地検査に必要なその他必要書類

〇〇 年度 月 造林事業しゅん工検査調書

地域振興局	申 請 者	施行市町村	事業区分	事業種類	単価適用年月

[illegible]

上記のとおり検査しました。

〇〇 年 月 日

検査員職氏名

地域振興局	申 請 者	施行市町村	事業区分	事業種類	単価適用年月

[illegible]

上記のとおり検査しました。

〇〇 年 月 日

検査員職氏名

〇〇 年度 月 造林事業しゅん工検査調書

地域振興局	申請者	施行市町村	事業区分	事業種類	単価適用年月

整理 番号	枝 番	事業実施者	森林所有者	計画区分	作業種類	事業主体	分収林契約	延 長 (m)	幅 員 (m)	森林経営計画 (集約化実施計画)	事前計画	標準経費 (実行経費) (円)	書類 検査	現地 検査	検 査 合・否

上記のとおり検査しました。

〇〇 年 月 日 検査員職氏名

〇〇 年度 月 造林事業事業しゅん工検査野帳

申請者		確認		施行市町村		確認	
事業区分		確認		事業種類		確認	
整理番号		確認		枝番		確認	
林班	林班	確認		小班	小班	確認	
事業実施者		確認		森林所有者		確認	
計画区分		確認		作業種類		確認	
事業主体		確認		分収林契約		確認	
労務区分		確認		樹種	年	確認	
林齢	年	確認		区域面積	ha	確認	
実施率	%	確認		実面積	ha	確認	
延長	m	確認		施行本数	本/ha	確認	
森林経営計画		確認		特定間伐等促進計画		確認	
事前計画		確認		経営管理実施権配分計画		確認	
社会保険等率	%	確認		集約化実施計画		確認	
検査年月日	〇〇 年 月 日			現場監督率	%	確認	
検査員	職氏名 印						
立会人							
検 査 記 録							
人工造林	地拵の有無		確認		地拵の適否		確認
	植え付けの適否		確認		枯損率20%の適否		確認
	被害跡地造林の場合の本数被害率30%の適否		確認				
補植	植え付けの適否		確認		補植率（本数）の適否		確認
特殊地拵	特殊地拵の適否		確認		特殊地拵材積の判定	m3/ha	確認
樹下植栽	地拵の有無		確認		地拵の適否		確認
	植え付けの適否		確認		枯損率20%の適否		確認
	被害跡地造林の場合の本数被害率30%の適否		確認				
改良	改良の適否		確認				
芽かき（クヌギ）	芽かき（クヌギ）の適否		確認				
下刈り	下刈りの適否		確認		下刈り区分	回	確認
筋刈り	筋刈りの適否		確認				
倒木起こし	本数被害率30%の適否		確認		倒木起こしの適否		確認
	倒木樹高	m					
枝打ち	枝打ちの適否		確認		枝打幅（1.0m以上）の適否		確認
	枝下高		m	確認			
除伐	除伐の適否		確認				
侵入竹	侵入竹除去の適否		確認				
再生竹	再生竹除去の適否		確認				
保育間伐	保育間伐の適否		確認		伐採率	%	確認
	12齢級を超える場合の平均胸高直径の適否		確認		伐倒木の玉切り、林内集積状況の適否		確認
間伐	間伐の適否		確認		間伐方法の適否		確認
	搬出方法の適否		確認		造材方法の適否		確認
	伐採率	%	確認		適用材積の適否		確認
更新伐	更新伐の適否		確認		更新伐方法の適否		確認
	搬出方法の適否		確認		造材方法の適否		確認
	伐採率	%	確認		適用材積の適否		確認
防護柵	防護柵設置の適否		確認		防護柵種類の適否		確認
	被害状況の適否		確認				
剥皮防止資材	剥皮防止資材設置の適否		確認		被害状況の適否		確認
ツリーシェルター	ツリーシェルター設置の適否		確認		被害状況の適否		確認
荒廃竹林整備	荒廃竹林除去の適否		確認				
衛生伐	衛生伐の適否		確認		被害状況の適否		確認
森林再生：防護柵	防護柵設置の適否		確認		被害状況の適否		確認
森林再生：その他	防護柵以外の鳥獣害防止施設設置の適否		確認		被害状況の適否		確認
森林再生：誘引捕獲	鳥獣の誘引捕獲の適否		確認		被害状況の適否		確認
備 考							

〇〇 年度 月 造林事業事業しゅん工検査野帳（森林作業道）

申請者		確認		施行市町村		確認	
事業区分		確認		事業種類	森林作業道	確認	
整理番号		確認		枝番		確認	
起点林班	林班	起点小班		小班		確認	
終点林班	林班	終点小班		小班		確認	
事業実施者		確認		森林所有者		確認	
計画区分		確認		作業種類	森林作業道	確認	
事業主体		確認		分収林契約		確認	
労務区分		確認		延長	m	確認	
幅員	m	確認		集約化実施計画等		確認	
事前計画		確認		施業の一体的実施		確認	
検査年月日	〇〇 年 月 日						
検査（補助）員	職氏名 印						
立会人							
検査記録							
(1) 路体検測結果							
項目	検査地点及び検査結果			項目	検査地点及び検査結果		
1 延長 (測点間距離)				(曲線半径)			
		確認				確認	
2 幅員 法長 法勾配				3 縦断勾配			
		確認				確認	
(2) 工種別検査結果				(3) 構造物の検査結果			
工種	検査地点及び検査結果				数量		
1 法面整理 (緑化工)				1 さく孔			
		確認				確認	
2 敷砂利				2 裏堀			
		確認				確認	
3 石積工				3 抜石			
		確認				確認	
4 簡易土留工				4 根堀			
		確認				確認	
5 排水工				5 反発強度			
		確認				確認	
6 かご工等				6			
		確認				確認	
7				7			
		確認				確認	
(4) 当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業の時期							
							確認
備考							

造林事業しゅん工検査結果（不合格又は一部不合格）通知書

〇〇 年 月 日

（申請者） 様

所 属
検査員 印

下記の施行地については、検査の結果、不合格（一部不合格）と認めましたので通知します。
なお、再検査が可能と認められる事項について、再検査を希望する場合は、手直しのうえ検査員が定める期日までに連絡してください。

記

補助金交付申請書又は現地検査要求書	〇〇 年 月 日付け 第 号		
事業申請年月	〇〇 年度 月		
施行市町村			
事業区分			
整理番号			
事業種類			
作業種類			
実面積	ha		
延 長	m		
検 査 結 果			
検査項目	不合格又は一部不合格に該当する事項		再検査の可否
手直し及び連絡の期限	〇〇 年 月 日	連絡先	電話番号 内線番号

注) 1 この通知書は、2部作成のうえ、1部は申請者へ送付し、1部は控えとする。

2 検査項目欄には、別記1及び別記2に定める検査項目のうち、該当するものを記入する。

3 再検査の可否欄には、手直しが可能な事項については「可」、手直しが不可能な事項については「否」と記入する。

4 手直しが不可能な事項があるときは、再検査できないものとする。
この場合、本文「なお書き」は抹消し、連絡の期限、連絡先の欄は記入しない。

別記第5号様式（第8条関係）

〇〇 年度 月 造林事業しゅん工検査復命書

〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで、〇〇 年度 月 造林事業しゅん工検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙検査調書（別紙検査野帳）のとおりでしたので、復命します。

記

										申請者	施行市町村
事業区分	事業種類	作業種類	現地検査件数			書類検査(申請)				備考	
			抽出	全筆	計	件数	面積 (ha)	作業道延長 (m)	防護柵延長 (m)		
合 計											

〇〇 年 月 日
検査員 職名
氏名

印

熊本県知事 様

※文中の()書きは、第5条第2項に基づく第8条関係の場合に適用する。

(第19条関係)

事業の同意確認書

【確認対象】

- ・1申請につき1施行地以上
- ・申請者が市町村、自社有林、林業公社など自らが所有(管理)する森林については調査対象外

〇〇年度 〇月 〇〇造林事業					
申請者	〇〇森林組合				
事業区分	☐ 森林環境保全直接支援事業 ☐ 特定機能回復事業				
事業種類	☐ 人工造林 ☐ 樹下植栽等 ☐ 下刈り ☐ 枝打ち ☐ 保育間伐 ☐ 間伐 ☐ 除伐 ☐ 更新伐 ☐ 一貫作業 ☐ 附帯施設等(森林作業道含む)				
整理番号	〇				
森林所有者	〇〇 〇〇				
事業の同意確認					
	確認年月日	〇〇年 〇月 〇日			
	相手方	氏名	〇〇 〇〇		続柄 例)妻
	確認方法 (いずれかに○)	電 話	確認	○	承諾
		面 会	確認		
その他()		確認			

〇〇年 〇月 〇日
検査員 職氏名